

2026年1月改訂

※卒園まで保存のこと

入園のしおり



白井市立清水口保育園

はじめに

保育園は、保育を必要とする乳幼児を保育する事を目的とする施設です。家庭や地域と連携し、保護者の協力のもとに子ども達の心身の健全な発達を図る事を役割とします。また、年齢に応じた保育指導計画に基づき、一人ひとりの保育にあたります。

保育理念

・子ども一人ひとりの育ちを支援し、保護者や地域に信頼される保育園を目指す。

保育方針

・子ども一人ひとりが安心して過ごせる環境の中で、自ら選び、経験したことを、十分に自己表現し共に育ち合う姿を支援する。

保育目標

- ・丈夫なからだ(五感がしっかりと育ち、遊びや運動を通して丈夫な体をつくる)
- ・思いやりの心(心が満たされ、相手に対しても優しく接する事が出来る)
- ・おいしく食べる(食の大切さを知り、感謝の気持ちを育む)

【クラス名】

3歳未満児	0歳児・・・つぼみ組(産休明け含む) 1歳児・・・つくし組 2歳児・・・もも組
3歳以上児	3歳児・・・ちゅうりっぷ組 4歳児・・・さくら組 5歳児・・・たんぽぽ組

【小学校への資料の送付】

平成21年度から小学校入学に際し、子どもの育ちを支える資料を小学校へ送っています。保育園での子どもの様子や全体像をまとめたものです。

【個人情報の取り扱いについて】

白井市立保育園では、個人情報の保護に関する法律に基づき安全管理について留意し、個人情報保護に努めています。保育記録や申請書類に記載されている個人情報等、目的以外の利用及び第三者へ提供することはありません。なお、園からの配布物や、行事に参加して頂いた際に撮影された写真やビデオ等のデータの取り扱いについては、個々の保護のもと、ご家庭での視聴を目的として使用いただけますようお願いいたします。

お子様の健やかな成長発達を援助するため、必要に応じて園医や関係機関と連携をとる場合がありますので予めご了承ください。

【緊急時の連絡先】

清水口保育園	住所	白井市清水口2-8-1
	TEL・FAX	047-491-8082
白井市役所	住所	白井市復1123
	TEL	047-492-1111(代表)
保育課	TEL	047-497-3488
	FAX	047-492-3033

(1) 保育時間

- ・平日は7時～19時まで
- ・土曜日は7時～17時まで

時間外保育
P5・6参照

- * 入園当初の慣らし保育期間は保育時間を短縮します。
- ・休園日は、祝日・日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)

(2) デイリープログラム

3歳未満児(0・1・2歳児)		3歳以上児(3・4・5歳児)	
時間	内容	時間	内容
8:30～	健康状態の把握	8:30～	健康状態の把握
9:00	おやつ・遊び	9:00	遊び
11:00	給食	11:30	給食
12:00	お昼寝	13:00	お昼寝
15:00	めざめ・おやつ	15:00	めざめ・おやつ
16:00	遊び	16:00	帰りのしたく・遊び

(3) 登降園について

- ・園児の送り迎えは、必ず保護者(又は、保護者が承諾した代理人)がしてください。その日の送迎者については必ず家族間で確認し、お迎え忘れのないようお願いします。
- ・防犯の観点から、送迎する方の顔写真を提出していただきます。
- ・写真提出のない方に送迎を依頼の場合は、必ず保育園へ連絡してください。

○登園・降園時間の登録の仕方○

登園時 → お子さんを預け玄関を出る時に打刻

降園時 → 玄関を入りに打刻

- ・支給認定及び就労時間等によって、各家庭保育時間が異なりますが、登園は9時までをお願いします。
- ※病気、その他でお休みする場合や遅れて登園する場合は、給食準備及び保育に支障をきたしますので、9時までに必ず連絡をしてください。
- ・門扉は登降園の際に必ず閉めてください。
- ・登降園時にお菓子や玩具を持たせないようお願いします。

※平日 19時00分・土曜日 17時00分の閉園時間にご協力ください

(4)給食について

・3歳未満児 … 完全給食(午前のおやつ・昼食・午後のおやつ)です。

乳児は離乳食・必要に応じてミルクを提供します。

・3歳以上児 … 完全給食(昼食・午後のおやつ)です。

※体調不良の時の食事の調整は、行っておりません。(普段通りの食事が出来るようになってから登園しましょう)



アレルギー除去食等を実施する場合は、医師の診断書が必要です。なお、アレルギー状況に変化があった時、また年度初めには、必ず診断書を提出してください。
※園専用の用紙があります。

— その他の注意事項 —

・土曜日登園、遠足日は、全クラスお弁当・食具(箸またはスプーンやフォーク)・デザート(くだもの)・コップをお持ちください。

(5)安全・衛生について

・在園する園児の不慮の事故に備え、日本スポーツ振興センターの災害給付制度へ加入していただきます。(保護者負担金があります)

園内、または登降園中に起きた事故、その他保育園の管理下における災害に対して支払った医療費を助成する制度です。

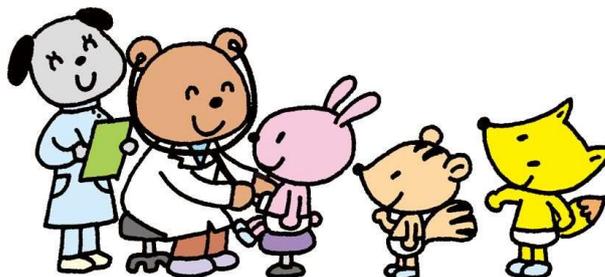
* 申請の際、医療機関から証明を受けるときに、文書代を別添いただくことがあります。

* 保険点数が500点未満の場合は、対象となりません。

* 「乳幼児(こども)医療費助成制度」と併用することはできません。(受給券は使用しないでください)
詳細については、加入時に配布する「災害給付制度への加入について」をお読みください。

* 健康診断 内科健診 … 春・秋 歯科 … 秋
欠席した場合は、保護者の方に園医受診をお願いしています。

* 0、1歳児クラスに入園のお子さんは、医師の診断を受け、健康調査票を再提出してください。



(6)持ち物について

※用意して頂くもの(すべての物に名前を書いてください)

全園児共通

- 敷布団・シーツ(おねしょパットは、必要に応じて用意してください) **(注)1**
- 上掛け(タオルケットや毛布など、季節に合わせて用意してください)
- 着替え用の衣類 (3組以上)
- ビニール手提げ袋 3~4枚(汚れ物用+予備2、3枚)
- 連絡帳※1**
- カラー帽子**※1**
- 防災頭巾(市販のもの可)**※1**
- フェイスタオル 1枚 (常備)

3歳未満児(0・1・2歳児)

- 紙オムツ又は紙パンツ 10枚 (お尻側に名前)
 - おしりふき 1パック
 - 食事エプロン 3枚
 - おしぼり(ハンドタオル) 3枚
 - 手拭タオル(ループ付) 1枚
 - コップ
 - スタイ (必要なお子さんのみ)
 - 避難靴 (2歳児のみ)…素早く履ける靴
- } 年齢、時期によって枚数が異なります
- } 1歳後半からの使用が目安ですが、クラスの状況により変動します

※紙オムツや紙パンツ・おしりふき、食事エプロン、おしぼりは手ぶら登園サービスの利用もできます。別紙参照ください。

3歳以上児(3・4・5歳児)

- 上履き(バレーシューズ)
- リュックサック(水筒が入る大きさのもの)
(キーホルダーやバッジ等はつけないでください)
- 水筒(保冷できる直飲みタイプのもの)
- 手拭タオル(ループ付き) 2枚(トイレ用、室内用)
…クラスにより変動します
- コップ
- コップ袋(コップの出し入れがしやすい余裕のある大きさのもの)
- 歯ブラシ
- 歯ブラシケース
- おしぼり(乾いたもの) 1枚
- ピカピカデー用の雑巾(17 cm×22 cmくらい) 1枚
- 教材**※1**
(粘土、粘土ケース、自由画帳、ハサミ、クレヨン、のり)
- 教材を入れるケース
(A4 サイズの大きさ・高さ 8.5 cm以下)
…面接時に見本をお見せします

※1…園教材取扱業者で注文できます。

(注1) … 敷布団は、ぬの布団またはお昼寝マット、いずれかをお選び下さい

■ぬの布団(家庭で用意)の場合

- ・週末…布団一式を持ち帰り、干してください(シーツは洗濯)
- ・衛生管理…月に1度、公費負担で布団乾燥を行います

記名する場所
大きく名前を書いてください
敷布団 … 頭側
上掛け … 胸元

なまえ

■お昼寝マット(園で購入)の場合 …7,920円 (※価格は、変動があります)

⇒サイズ:長さ約 121 cm×幅約 61 cm×厚み約 1.8 cm

- ・週末…上掛けとシーツを持ち帰り、洗濯して休み明けにシーツをかけて準備してください。

(お昼寝マットの持ち帰りはなし)

- ・衛生管理…園で定期的に消毒をします。ビニールレザ製の為、布団乾燥は行いません。

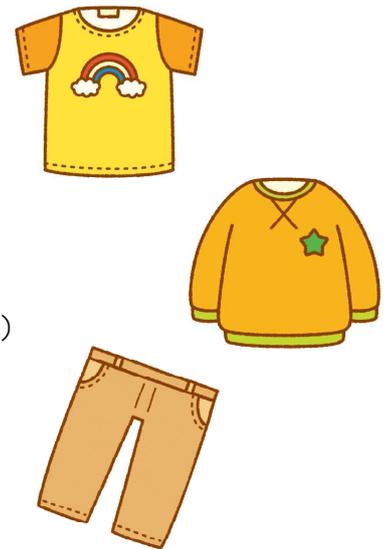
(衣類について)

望ましいもの

- ・汚れてもよいもの
- ・自分で着脱しやすいもの、着脱させやすいもの

望ましくないもの

- ・スパンコール、ビーズのついているもの（誤飲防止の為）
- ・吊りの衣服、後ろボタンのもの（ひとりで着脱できない為）
- ・チュニックなどの裾が長いもの、フード付きのもの
（遊具などに引っかかりやすい為）



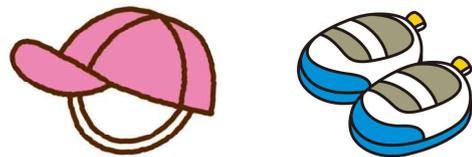
～安全な保育のためにご協力をお願いします～

衣類が不足した場合

- ・保育園のものを貸し出しますので、ご家庭で洗濯をして返却してください。
（くつや上履きも保育園のものを使用したら、必ず洗濯の上返却をお願いします）
但し、パンツやオムツについては新しい物を購入していただきます。

洗濯について

- ◆毎日取り替えて洗う物 { (3歳未満児)…手拭きタオル・食事用エプロン・おしぼり・コップ
(3歳以上児)…手拭きタオル・おしぼり・歯ブラシ・コップ
- ◆週に一度洗う物 … シーツ・カラー帽子・上履き



【産休明け児】

用意して頂くもの（すべての物に名前を書いて下さい）

- 敷布団・シーツ
- 上掛け（タオルケットや毛布など、季節に合わせて用意してください）
- 紙オムツ 10枚（お尻側に名前）
- お尻ふき 1パック
- ガーゼハンカチ 5、6枚（授乳時、手・口拭き用）
- 着替え用の衣類・下着（4組以上）
- ビニール手提げ袋 3～4枚（汚れ物用＋予備2、3枚）
- フェイスタオル 1枚（常備）

※補充を忘れずにお願いします

※産休明け児の保育時間は、8:30～16:30です。
（時間外保育は行っておりません）



(7)時間外保育(延長保育)利用について

時間外保育は保護者の方の就労等を考慮し、保育時間内に児童を送迎することが困難な場合に時間外保育を申請するものです。

- ・時間外保育の基本は、勤務時間に通勤時間を考慮したものです。
- ・許可時間内に迎えに来られない場合は、速やかに連絡をお願いします。
- ・変則勤務の方は、シフト表を毎月各クラスに提出してください。(きょうだい各クラス提出となります。)

※仕事が休みの日や私的な理由(買い物や学校の行事等)での利用はできません。

【時間外保育時間】 平日：午前7時～午前8時30分・午後4時30分～午後7時

土曜：午前7時～午前8時30分・正午～午後5時

【料 金】

認定区分	利用時間		金額
標準時間	月曜から金曜	午後6時から午後6時30分	50円
		午後6時から午後7時	100円
		〃	1,500円(月額)
短時間	月曜から金曜	午前7時から午前8時30分	150円
		午前7時30分から午前8時30分	100円
		午前8時から午前8時30分	50円
		午後4時30分から午後5時	50円
		午後4時30分から午後5時30分	100円
		午後4時30分から午後6時	150円
		午後4時30分から午後6時30分	200円
		午後4時30分から午後7時	250円
	土曜	午前7時から午前8時30分	150円
		午前7時30分から午前8時30分	100円
		午前8時から午前8時30分	50円
		午後4時30分から午後5時	50円

*同施設内にきょうだいがいる場合、2子目半額、3子目無料になります。

*標準時間認定で常態として午後6時30分以降利用する場合、月額1,500円が選択できます。

【納入方法】 毎月中旬頃に現金またはキャッシュレス決済でのお支払いになります。

- ・現金払い … 集金袋に請求書を入れて配布します。お釣りのないよう代金を入れて、事務室へお渡しください。お支払い後に領収書を交付します。
- ・キャッシュレス払い … 請求書を事務室にお持ちになり、お支払いください。(クレジットカード・電子マネー・QRコード決済) 支払い時に利用者控えと明細書を発行します。

※請求書記載の支払い期日までに納入してください。

《時間外保育申請にあたって》

- ・利用希望の方は、速やかに『時間外保育利用申請書』を提出してください。変則勤務の方は合わせてシフト表も提出してください。
- ・利用許可を受けた保護者の方は、利用時間に変更があった場合『時間外保育停止・変更届』を提出してください。
- ・時間外保育料の免除 … 生活保護認定世帯(1階層)、住民税非課税世帯(2階層)につきましては、白井市保育所時間外保育料減免申請書を提出してください。
※ただし、階層の変更等により減免対象でなくなった場合は有料となります。

【時間外保育室】

平日：(朝)全クラス、つくし組またはもも組のお部屋で保育します。

※7時30分を目安に各クラスに移動します。

(夕)各クラスで保育します。(合同で保育することもあります)

※18時30分を目安に全クラス、つくし組またはもも組のお部屋へ移動します。

※5月中旬～10月頃まで、ちゅうりっぷ組・、さくら組、たんぽぽ組は、交替で園庭で過ごす時間があります。

土曜日：朝・夕 … つくし組またはもも組で合同保育します。(7:00～9:00)

(8)土曜日保育について

- ① 布団・防災頭巾は土曜日の朝までに所定の場所に準備してください。
- ② 合同保育となるため持ち物には、はっきり名前を書いてください。
- ③ 各クラスカラー帽子や着替え衣類が必要です。
- ④ お弁当は生ものを避けてください。

誤嚥を防ぐために … ミニトマト・ぶどう・うずらの卵などの球状の物は、1/4(大きさにより1/2)に切ってください。

おかずや果物は食べやすい大きさに切ってください。

けがを防ぐために … 危険なのでピックは使用しないでください。



- ⑤ 迎えが15時以降になる場合は、おやつ(おせんべいやクッキー等の干菓子)を包装から出しタッパーに入れてお持ちください。
※果物、ゼリー、ヨーグルト、チョコレート、チョコレートやクリームの入ったもの、あめ・ラムネ・グミ類は避けてください。
- ⑥ 防犯のため玄関は閉めることがあります。その際は、職員に声をかけて入室してください。



子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

乳幼時期の子どもたちは、さまざまな感染症を繰り返しながら、病気への免疫力・抵抗力を高めていきます。しかし家庭とは違い、集団生活している保育園では、感染症対策をはじめ保育上の様々な対応が必要です。感染症の流行時や子どもの急な発熱、機嫌が悪いなどいつもと違う症状があるときは、下記の『子どもの症状をみるポイント』を参考にしながら体調の変化に気づき、適切に対応し、病状の悪化を防ぎましょう。子どもの病気を家庭と保育園さらには、主治医が共通の認識・理解を持ち、適切な対応・ケアをすることで早期回復へとつながります。子どもたちの健康を皆の手で守りましょう。

・子どもの症状を見るポイント



このようなときは保育園をお休みしましょう。(保育中の場合、お迎えをお願いします。)

～「保育園における感染症マニュアル」参照～

発熱

- ・朝から 37.5℃を超える熱とともに
 - 〔元気がなくきげんが悪い
 - 食欲がなく、朝食・水分がとれていない
- ・24時間以内に解熱剤を使った
- ・24時間以内に38℃以上の熱があった
- ＊平熱より 1℃以上高い時や 38℃以上の熱があるとき



下痢

- ・24時間以内に2回以上水のような便がある
- ・食事や水分を摂ると下痢になる(1日に4回以上の下痢)
- ・下痢に伴い体温がいつもより高めである
- ・朝、排尿がない



咳

- ・夜間にしばしば咳のために起きる
- ・現在連続した咳がある
- ・喘鳴(ゼイゼイ、ヒューヒュー)や呼吸困難がある
- ・呼吸がはやい
- ・37.5度以上の熱を伴っている
- ・元気がなく機嫌が悪い
- ・食欲がなく朝食・水分が摂れない
- ・少し動いただけで咳が出る



嘔吐

- ・24時間以内に2回以上吐いた
- ・吐き気に伴い体温がいつもより高めである
- ・食欲がなく水分もほしがらない
- ・機嫌・顔色が悪く、元気がない



発疹

- ・発熱とともに発しんがある
- ・今までなかった発しんが出て、感染症と診断された
- ・感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示された
- ・口内炎のため食事や水分がとれない
- ・とびひ
顔など覆えない(ガーゼやバンソウコウが貼れない)
滲出液(傷からのジュージューした液)が多く他児への感染の恐れがある
かゆみが強く手で患部を掻いてしまう



けがなど

- ・頭を打った時
まれに骨の内側(脳の表面や脳の中)で出血を起こすことがあります。
24時間は安静にして、経過を観察しましょう。
- ・骨折した時
痛みがある時はご家庭で安静に過ごしましょう。骨折した部位や程度で治るまでの期間も変わりますので、いつから登園が可能になるか医師に確認し、必ず保育園にお知らせください。

☆いつもと様子がちがうとき、感染症が疑われるとき、怪我をしたときなど保護者へ連絡します。

連絡先がいつもと異なる場合は、必ずお知らせください。

☆保育園等に通っているお子さんが病気にかかった時、自宅での保育が困難な場合に一時的に保育を行う、白井市病児保育事業を白井聖仁会病院病児保育室(うさぎ保育所)で行っています。回復期のお子さんを対象にした病後児保育事業も、鎌ヶ谷総合病院で行っております。ご希望の方は、市のホームページで「利用のしおり」をダウンロードして頂くか、難しい方は事務室でお渡ししますので、詳細をご確認の上ご利用ください。

☆緊急時どうしても仕事を休めない場合を想定して、良き協力者を作っておきましょう。

保育園における感染症の登園基準

保育園は乳幼児が長時間集団生活する場です。登園に際しては、個々の子どもの月齢や抵抗力・免疫力などによっても回復力が違うことを考慮し、日本保育園保健協議会から

- ① 園内で感染症の集団発生や流行につながらないこと
- ② 子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

2つの考えかたをもとに「保育園における感染症の登園基準」が作成されました。

白井市では子ども家庭庁「保育所における感染症ガイドライン」に基づいた登園基準としています。

ただし、季節性インフルエンザ、コロナ感染症の意見書に関しては、流行期と医療機関の繁忙期と重なるため、現在不要としています。決められた出席停止期間を守りましょう。意見書の取り扱いに変更がある場合には園よりお知らせいたします。

・登園できない病気一覧(P.10)・医師の意見書(P.11)・保護者の登園届(P.12)

* 新型インフルエンザ等の感染症

国の動向にそって登園基準を決定します。状況によってクラス閉鎖・園閉鎖を行うこともありますので、ご了承ください。

* 伝染性軟属腫(みずいぼ)

治療については専門家の間でも意見の分かれるところです。しかし、保育園はプール遊びや毎日の着替えで接触し感染する機会も多く、アトピー性皮膚炎等の皮膚疾患のあるお子さんは重症化しやすいため、治療をお願いしております。



* 頭じらみ



頭部の接触により感染します。子どもの洗髪は保護者の方が丁寧に行い、濡れたまま放置せず、ドライヤーできちんと乾かしましょう。みつけたら散髪・駆除を行うとともに、保育園へお知らせください。

予防接種

ワクチンを接種することにより、あらかじめその病気に対する免疫を獲得し、感染症が発症しても罹患する可能性を減らしたり、重症化しにくくするものです。

感染症を防ぐ強力な予防方法のひとつですので、該当する年齢になったら受けましょう。

接種後は、24時間以内に副反応等がおこりやすいため、自宅で安静にしてください。

※接種した当日は、登園できません。

保育園での薬の対応

慢性疾患等やむを得ず保育時間内に投薬が必要な場合は、医師の処方薬のみ1回分をお預かりします。お薬の内容がわかる「薬剤情報提供書」を添付し、当日の朝、事務室にお子さんと一緒にお越しください。検温を行い、お薬連絡票をご記入願います。

保護者の方がお休みの場合はご家庭で対応してくださる様お願いしています。

「登園できない病気」一覧

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- ① 園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと
- ② 子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

A. 医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日間を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日間を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、眼やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失すること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原保有者の場合は 2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

B. 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・※アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

C. 登園届は必要としないが医師の診断や治療が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性膿痂しん(とびひ)	湿潤な発しんがある間	皮しんが乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること(皮しん・痂皮が湿潤している間は接触による感染力が認められる)
伝染性軟属腫(水いぼ)	—	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること
頭じらみ	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること

* その他: 原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発しんなどの症状のあるとき

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

A. 医師の意見書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、保育園児がよくかかる下記の感染症につきまして意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい時期 ※	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日間を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、眼やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、011 等)	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

※感染しやすい時期を明確にできない感染症については(—)としている

意見書

園児 _____ 組 氏名 _____

診断名「 _____ 」

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったため _____ 月 _____ 日から登園可能と認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印

B.登園届(保護者記入用)

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう、保育園児がよくかかる下記の感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い登園届の提出をお願いいたします。お子さんの回復状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるようご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間 ※	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・*アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

*その他:原因不明の発熱、咳、下痢、発疹などの症状のあるとき

※感染しやすい時期を明確にできない感染症については(—)としている

保護者の方へ

登園の際には、医師の診断を受けてから下記の登園届の提出をお願いいたします。尚、登園のめやすは、お子さんの全身状態が良好であることが基準となります。

登園届

園児 _____ 組 氏名 _____

診断名「 _____ 」

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名「 _____ 」において

病状も回復し、集団生活に支障がない状態であり、 _____ 月 _____ 日から登園が可能と判断されましたので届け出ます。

保護者名 _____

《 お願い 》

【園からの配布物・クラスからの連絡について】

- ・園だより類は、月末に『はいチーズ！ノート』で配信します。ただし、4月号は月初めの配信となります。配信や配布物には、必ず目を通してください。
- ・未満児は生活・活動の様子を毎日、連絡帳に記入します。家庭での記入もお願いします。
- ・以上児は、園の様子を毎日クラスボードでお知らせします。確認をお願いします。連絡事項がある時は、個人の連絡帳に記入しますので、毎日確認をお願いします。保護者の方が記入した時は、職員に直接渡してください。
- ・全体へのお知らせ等、掲示板に掲示させていただいていますので、確認をお願いします。



【集金について】

- ・集金袋は、配布されたクラスの職員に直接渡してください。その場で確認させていただきます。おつりのないようお願いします。

【駐車場について】

- ・お車で送迎される場合は、西白井複合センターの駐車場をご利用ください。
- ・**駐車場を利用する場合は、駐車カードを必ず提示してください。**
- ・時間により、大変混み合いますので、速やかな送迎をお願いします。
- ・路上駐停車はおやめください。
- ・アイドリングストップにご協力ください。



※駐車場における事故やトラブルについての責任は、負いかねます。安全運転を心がけましょう。

【その他】

- ※出張などで勤務場所が異なる場合や在宅勤務の時、仕事がお休みの場合は、必ず担当にお知らせください。
- ※保育園は、虐待を疑わせる様子があった場合は、児童相談所等に通告する義務があります。



災害時における保育園の対応

【避難場所について】

* 清水口保育園は、福祉避難所となっておりますので建物に破損や火災の恐れが認められない場合は、原則として避難場所となりますが、危険性を認めた場合は、清水口小学校体育館に避難する予定です。

【引き渡し体制について】

- ① 速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。園児を安全な場所で保護し、ご家族に引き渡せる体制を取りますので、安全な方法で園児を迎えに来て下さい。交通機関の麻痺などで引き取りが困難と思われる場合は、電話などで保育園に連絡を試みてください。原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- ② 引き渡しについては、保護者または保護者指定の方を対象としています。必ず引き渡しの確認を受けてからお帰りください。送迎確認表に顔写真をいただいている方・災害引き渡し票に名前のある方とします。

◆ 清水口地域が災害地であり、直通電話が困難な状況下の場合は、「白井市ホームページ」・「はいチーズ！ノート」に園児の状況と避難場所をお知らせする予定です。

※日頃より、保護者や家族の方に連絡が取れるようにお願いします。



白井市地域子育て支援拠点事業のご案内

はじめに

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいのひろば）をご存じですか？

本事業は、保育所等の「子育て機能」を、園の利用者だけではなく地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援するものです。他の親子との交流をはじめ、子育てに関する悩み相談や情報交換、親子で参加できる催しなど幅広い活動を行います。

そのほか、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが定期的に訪問するなど、ニーズに合った育児情報を受け取ることができます。

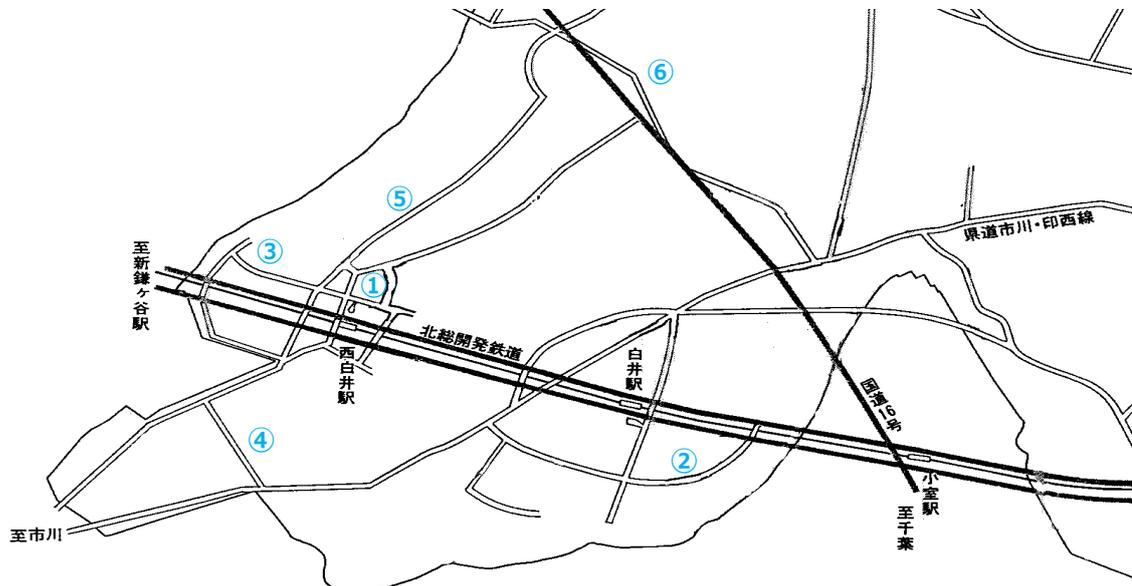
子育て家庭のほか、妊婦さんもご活用いただけますので、まずはお気軽にお問合せください。

利用できる方

- ・ 子育て家庭の保護者とそのお子さま（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）
- ・ 妊婦さんとそのご家族

施設一覧と所在地

No.	名称	所在地	開設日時	駐車場	駐輪場
①	スマイル（清水口保育園）	清水口2-8-1 047-491-8201	月～土曜日（土曜日は第2・第4の午前のみ開設） 9:00～12:00/13:30～15:30	なし	なし
②	ふれんど（南山保育園）	南山1-7-1 047-491-1131	月～土曜日（土曜日は第1・第3の午前のみ開設） 9:00～12:00/13:30～15:30	あり	あり
③	ドリーム☆ポケット（はなぶさ保育園）	大山口2-2-4 047-497-7872	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	なし	あり
④	いづみ（白井ふじこども園）	富士239-1 070-1431-4339	月・水・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり
⑤	こざくらキッズ（こざくら保育園）	根1832-1 047-401-8383	月・水・金曜日 9:30～12:00/13:00～15:30	あり	あり
⑥	ひまわりルーム（ひまわりこども園）	折立618-10 047-491-8384	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり





白井市地域子育て支援拠点事業

清水口保育園 スマイル 清水口保育園 スマイル 清水口保育園 スマイル 清水口保育園



南山保育園 ふれんど 南山保育園 ふれんど 南山保育園 ふれんど 南山保育園 ふれんど



ま

はなぶさ保育園 ドリーム☆ボケット はなぶさ保育園 ドリーム☆ボケット



白井ふじこども園 白井ふじこども園 白井ふじこども園 白井ふじこども園



こざくら保育園 こざくら保育園 こざくら保育園 こざくら保育園



う

ろ

る

ひまわりこども園 ひまわりこども園 ひまわりこども園 ひまわりこども園



よ



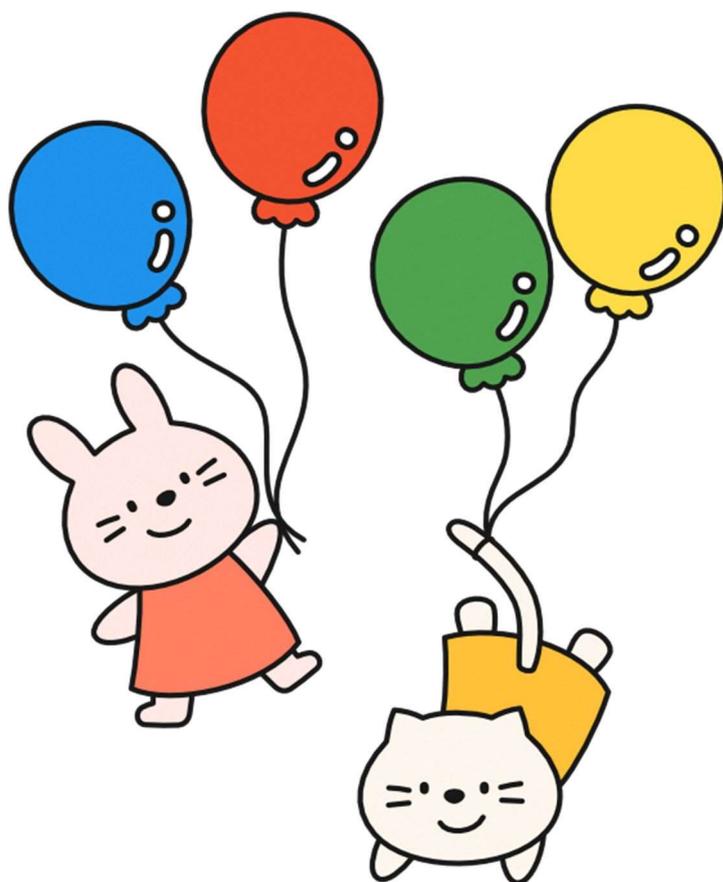
清水口保育園（キッズ） 〒270-1435 清水口 2-8-1 Tel.047-491-8082

南山保育園（くれよん） 〒270-1423 南山 1-7-1 Tel.047-491-1413

複合型子育て支援施設 〒270-1431 根 476-1 Tel.047-404-3290

令和7（2025）年6月版

▶ 一時保育利用のご案内 ◀



ご利用になる皆様へ

この「白井市一時保育利用のご案内」は、一時保育を利用するうえで重要な書類です。

必ずよくお読みいただき、ご理解されたうえで申請ください。また、ご利用が終了するまで、大切に保管ください。



利用の申請は予約システム（LINE）から

アカウント名：白井市 ID：shiroi_city

目次

一時保育事業について

1. 利用できるお子さま・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・01
2. 利用できる理由と限度日数・・・・・・・・・・・・・・・・01
3. 施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・02
4. 施設の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・02

申請について

1. 事前面談から利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・03
2. 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・04
3. 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類の例・・・・・・・・04
4. 身分事項などに変更がある場合の手続きについて・・・・・・・・04

費用について

1. 費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・05
2. 費用の納入について・・・・・・・・・・・・・・・・05

幼児教育・保育の無償化について

1. 必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・06
2. 保育を必要とする事由を証する書類・・・・・・・・06
3. お子さまや世帯の状況により必要となる書類・・・・・・・・07
4. マイナンバー確認資料・・・・・・・・・・・・・・・・08
5. 保育を必要とする事由に変更がある場合の手続きについて・・・・・・・・08
6. 現況届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・09

施設からのお知らせ

1. 用意するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 弁当について（持参する場合）・・・・・・・・010
3. 服装について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

地域の子育て支援

1. ファミリー・サポート・センター・・・・・・・・012
2. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいのひろば）・・・・012

一時保育事業について

保護者の傷病などにより一時的に家庭での保育が困難となることや、保護者がリフレッシュしたいときなど、育児などに伴う負担を解消するため、お子さまを一時的に保育する事業です。

各種申請及び問い合わせ先は、利用する施設となります。市役所では受け付けていませんので、ご注意ください。

1. 利用できるお子さま

以下の全ての項目に該当する必要があります。

- ① 白井市在住である
- ② 満6か月から就学前までである
- ③ 保育所等（保育所、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育）を利用していない

2. 利用できる理由と限度日数

利用できる月ごとに、お子さま一人につき15日を限度として利用できます。

複数の理由や施設を利用することができますが、その場合についても、合算して15日が限度となります。

非定型的保育を理由に利用したい場合は、継続的に家庭保育が困難であることを証する書類（▶04 ページ参照）を提出する必要があります。

なお、非定型的保育を利用したい場合で、15日を超えて利用する必要がある場合は、事前面談の際にお申し出ください。

種類	対象のお子さま
非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学等により継続的に家庭保育が困難となるお子さま
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により、家庭保育が困難となるお子さま
私的事由保育	保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の解消その他の私的事由により、一時的に保育が必要となるお子さま

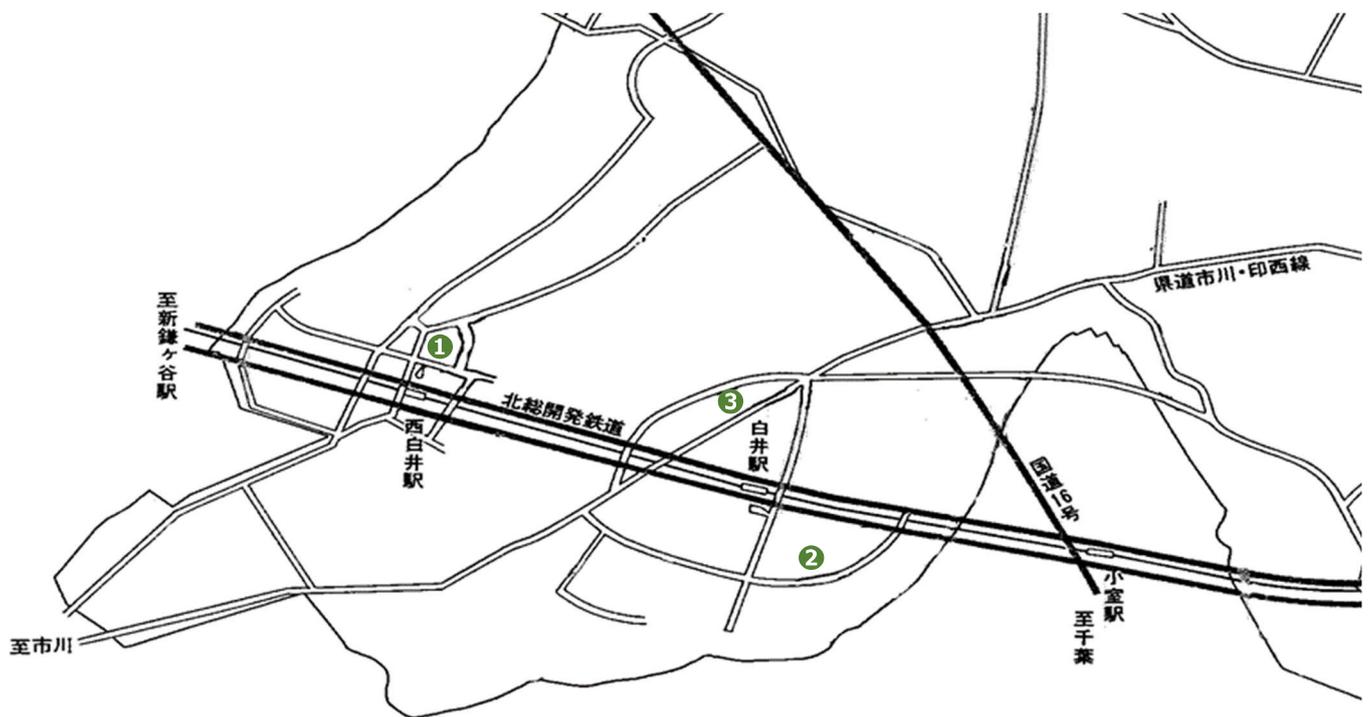
3. 施設一覧

No.	施設名	所在地	開所時間			定員	
		電話番号 市外局番 (047)					
①	清水口保育園 (キッズ)	清水口 2-8-1	平日	8:30	～	16:30	1日あたり おおむね 10人
		491-8082	土曜日 (非定型・緊急のみ)	8:30	～	12:30	
②	南山保育園 (くれよん)	南山 1-7-1	平日	8:30	～	16:30	
		491-1413					
③	複合型子育て支援施設 ※送迎ステーション・ひなた保育園ふおるてしらい併設	根 476-1	平日 (水曜日を除く)	10:00	～	13:30	
		404-3290	水曜日	10:00	～	12:00	

※ 清水口保育園 (キッズ) には、自園駐車場がありません。

※ 複合型子育て支援施設は、幼稚園の都合により利用できない場合があります。

4. 施設の所在地



申請について

事前面談及び利用の申請は、原則、予約システム（市公式 LINE）から行います。

予約システムを使用しない場合は、全て書面での手続きが必要です。電話、郵便及びメール等での予約はできません。手続き方法等については、各施設にお問い合わせください。

1. 事前面談から利用までの流れ

主な流れ	申込期間など		手続き方法など	
	非定型	緊急・私的		
準備	市公式LINE 友だち登録		市公式LINEアカウントを友だち登録します。 アカウント名：白井市 ID：@shiroi_city	
	事前登録		お子さまの名前や生年月日、保護者の情報などを入力します。	
	事前面談の 申込み	利用月を基準に 2か月前の1日から 面談日の2週間前まで	利用月を基準に 1か月前の1日から 面談日の2週間前まで	施設を初めて利用する場合は、事前に面談する必要があります。 事前面談を受けたい「施設」「日付」「時間」を選択します。
	必要書類の準備		一時保育を初めて利用する場合は、必要書類を提出する必要があります。 既に利用している施設がある場合は、改めて提出する必要はありません。 (▶04・06ページ参照)	
事前面談	事前面談の実施	初回利用日の 1～2週間前の期間	初回利用日の 1～2週間前の期間	必要書類を全て持ち、お子さまと一緒に利用施設を訪問します。 利用施設での面談完了後、利用予約の入力画面に進むことができます。
利用申込	利用の申込み	利用月を基準に 2か月前の1～10日まで	利用月を基準に 1か月前の1～10日まで	利用したい「施設」「理由」「日付」「利用時間」「給食の要否」を選択します。 利用時間などが同じ形態である場合は、別日についても同時に選択できます。 利用形態が異なる場合は、別途選択する必要があります。
	利用の決定	利用月を基準に 2か月前の20日頃	利用月を基準に 1か月前の20日頃	申込者の保育の必要性の程度や理由などを踏まえ、施設が利用調整します。 利用調整の結果は、予約システムから通知します。
利用	利用			保育に必要なものを持ち、お子さまと一緒に利用施設を訪問します。 (▶10ページ参照)
随時申込	利用の申込み 利用の決定	利用月を基準に 1か月前の20日から 利用日の2日前まで	利用月を基準に 1か月前の20日から 利用日の2日前まで	通常の申込期間を過ぎた場合も、随時、申込みを受け付けます。

※ 事前面談または利用の予約を取り消す場合、予定日の2日前までは予約システムで取り消してください。以降は、電話にてご連絡ください。

※ 随時申込の期間を過ぎた場合で、緊急に利用する必要がある場合は、電話にてご相談ください。

2. 必要書類

事前面談の際、以下の書類を持参する必要があります。

各種様式は、白井市ホームページからダウンロードまたは各施設で取得できます。

対象	必要書類
全員	<input type="checkbox"/> 【指定様式】児童調査票 <input type="checkbox"/> 【指定様式】家庭状況調査票兼災害時引き渡し票
非定型的保育を理由に利用したい場合	<input type="checkbox"/> 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類（▶04 ページ参照）
生活保護法による被保護世帯	<input type="checkbox"/> 受給者証の写し
保護者が外国籍の方	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書、資格外活動許可証いずれかの写し ※在留期限切れの場合は申込不可

※ 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類の提出は、証明日を基準として年度内に一回とします。但し、勤務時間など変更が生じた場合は、速やかに提出する必要があります。

※ 予約システム（LINE）を使用しない場合は、別途必要となる書類があります。利用施設にお問い合わせください。

白井市ホームページ



URL : <https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/hoikuka/gyoumuannnai/jik006/jik010/1421159806883.html>

3. 継続的に家庭保育が困難であることを証する書類の例

非定型的保育を理由に利用したい場合は、継続的に家庭保育が困難であることを証する書類を提出する必要があります。

断続的に家庭保育が困難である事由	必要書類（例）
① 就労	以下の書類いずれか <input type="checkbox"/> シフト表 <input type="checkbox"/> 雇用契約書 <input type="checkbox"/> 勤務条件通知書 <input type="checkbox"/> 就労証明書
② 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 時間割の写し

4. 身分事項などに変更がある場合の手続きについて

住所や連絡先、家族構成等、身分事項に変更が生じた場合は、お申し出ください。

費用について

事業を利用する都度、費用を納付する必要があります。

1. 費用

年齢	1 時間当たりの料金	昼食代
1 歳未満児	500 円	300 円
1 歳児及び 2 歳児	400 円	
3 歳以上児	300 円	

- ※ 年齢は、利用する日の属する月の初日における年齢です。誕生日が月の初日（例：5 月 1 日）の場合は、当月初日（例：5 月 1 日）より新たな料金区分を適用します。誕生日が月の 2 日以降（例：5 月 2 日）の場合は、翌月初日（例：6 月 1 日）より新たな料金区分を適用します。
- ※ 保育時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、1 時間とします。
- ※ 同じ世帯に属する 2 人以上のお子さまが同一の日において同一の施設を利用する場合の 1 時間当たりの料金（最年長者のお子さまに係るものは除く。）は、この表に掲げる額の半額とします。
- ※ 生活保護法による被保護世帯は、昼食代以外は無料とします。
- ※ 利用したお迎えの際に、お支払いください。

2. 費用の納入について

利用日当日のお迎えの際に納入となります。昼食代を含む一日分の料金を、釣銭のないようご注意ください。なお、清水口保育園と南山保育園では、キャッシュレス決済を導入しています。

利用可能なキャッシュレス決済の種類

- クレジットカード Visa/Master/JCB/AMERICAN EXPRESS/Diners Club
- 電子マネー 交通系/WAON/nanaco/楽天 Edy/QUICPay
- QR 決済 PayPay/au PAY/d 払い/J-Coin Pay/メルペイ/楽天ペイ/Alipay+/WeChat Pay

注意事項

- 現金とキャッシュレス決済との併用はできません。
- キャッシュレス決済の場合、領収書の発行はできません。
- 領収書が必要な方は現金でお支払いください。なお、レシートについては全員に発行されます。
- クレジットカードは一括払いのみとなります。
- 窓口での電子マネーのチャージ、返金はできません。
- nanaco ポイントや楽天ポイントなど、ポイント払いでの決済はできません。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、保育の必要性の認定を受ける3～5歳（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）のお子さまと、保育の必要性の認定を受ける住民税非課税世帯の0～2歳（満3歳になった後の3月31日まで）費用の無償化が開始しました。

1. 必要書類

無償化の対象となるには、利用するより前に、以下の必要書類を初回利用の施設を通して市に提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

なお、必要書類については、個人情報保護のため、封入・封緘してご提出ください。

（▶ご案内「幼児教育・保育の無償化に係る手続き等について」参照）

認定区分・対象	上限額（月額）	必要書類
新2号認定 保育の必要性の認定を受ける3～5歳児	月額3.7万円まで	<input type="checkbox"/> 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由を証する書類（▶06ページ参照） <input type="checkbox"/> お子さまや世帯の状況により必要となる書類（▶07ページ参照） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認資料の写し（▶08ページ参照）
新3号認定 保育の必要性の認定を受ける 住民税非課税世帯の0～2歳児	月額4.2万円まで	

※ 費用は一度保護者が負担し、後日払い戻します。請求方法については、4～9月利用分は9月末、10～3月利用分は3月末頃に、利用施設を通してお知らせする予定です。

2. 保育を必要とする事由を証する書類

保育の必要性の認定の要件については、認可保育所の利用と同等の要件となります。

保育を必要とする事由	認定の有効期間	必要書類
① 就労（月64時間以上の勤務）	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 【指定様式】就労証明書 （シフト勤務の場合は直近一ヶ月のシフト表を添付） <input type="checkbox"/> 自営業の場合は以下の書類を就労証明書に添付 （既に自営業を開始している場合）開業届等または確定申告書の写し等 （これから自営業を開始する場合）開業届等の写し
② 妊娠、出産	<input type="checkbox"/> 出産月を基準に前2か月の月初から（多胎妊娠の場合は前4か月）と、出産日から数えて57日目が属する月の末日まで	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）
③ 保護者の疾病、障がい	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	以下の書類いずれか <input type="checkbox"/> 医師の診断書 市所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し、自立支援受給者証の写しなど 障がいを事由とする場合で、身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B-1の方は医師の診断書は必要ありません。障害者手帳の内容により事由にあたらぬ場合もありますので、お問い合わせください。
④ 在宅または長期入院等している親族の介護・看護（月	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 医師の診断書 ※ 市所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用くださ

64 時間以上の保育の必要性)		い。 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写しなど <input type="checkbox"/> ご家族の状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。
⑤ 災害復旧	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 災害状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者の氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。
⑥ 求職活動（起業準備や申込月の就労先が不明な方、転職を考えている方を含む）	<input type="checkbox"/> 60日	<input type="checkbox"/> 必要書類はありません
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む、月64時間以上の就学での保育必要量）	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> 在学証明書、時間割の写し（両方の提出が必要です）
⑧ 虐待やDVのおそれがある	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> お問い合わせください
⑨ 育児休業取得中に、保育が必要である	<input type="checkbox"/> 育児休業に係るお子さまの1歳の誕生日前日まで	<input type="checkbox"/> 【指定様式】就労証明書（育児休業期間の記載必須）
⑩ 上記以外の場合	<input type="checkbox"/> 事由や状況による	<input type="checkbox"/> お問い合わせください

3. お子さまや世帯の状況により必要となる書類

該当する項目が複数ある場合は、必要書類を全て提出する必要があります。

お子さまや世帯の状況により必要となる書類	必要書類
ひとり親世帯 (パートナーと同居の場合はひとり親とみなしません)	以下の書類いずれか <input type="checkbox"/> 申込保護者の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 呼び出し状・事件係属証明書 ※ 離婚調停中の別居の場合のみ
令和6年9月から令和7年8月利用希望で、 令和6年1月1日に白井市に住民登録がない	<input type="checkbox"/> 父母の令和6年度住民税非課税証明書 ※ 所得割額と所得控除の合計額が記載のもの ※ マイナンバー確認資料を提出した場合は不要
令和7年9月から令和8年8月利用希望で、 令和7年1月1日に白井市に住民登録がない	<input type="checkbox"/> 父母の令和7年度住民税非課税証明書 ※ 所得割額と所得控除の合計額が記載のもの ※ マイナンバー確認資料を提出した場合は不要

4. マイナンバー確認資料

マイナンバー確認・身元確認は、申込保護者 1 名です。

対象	必要書類				
マイナンバーカードをお持ちの場合	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの写し（両面）				
マイナンバーカードをお持ちでない場合	<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類の写し 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 身元確認書類の写し <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1点確認</td> <td>運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</td> </tr> <tr> <td>2点確認</td> <td>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</td> </tr> </table>	1点確認	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書	2点確認	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
1点確認	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書				
2点確認	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書				

5. 保育を必要とする事由に変更がある場合の手続きについて

保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、以下のとおり手続きをする必要があります。

変更内容	提出書類		
	変更届出書 第 13 号様式	就労証明書	その他必要書類
住所変更（転居）	○		
保護者の連絡先	○		
保護者またはお子さまの氏名	○		
家族構成	保護者の婚姻 （未婚の同居を含む）	○ （相手方）	
	保護者の離婚 （離婚調停中の別居を含む）	○	離婚届受理証明書または戸籍謄本
	上記以外	○	
税額の変更	○		0～2 歳児のみ※ ¹
就労（就職、転職、勤務時間の変更など）	○	○	自営業を開始する場合は開業届等の写し
妊娠、出産	出産予定日がわかったとき	○	母子健康手帳の表紙及び 出産予定日記載ページの写し
	出産後		母子健康手帳の出生届出
育児休業	取得	○	就労証明書は育児休業期間の記載必須
	延長	○	就労証明書は育児休業期間の記載必須
	復帰	○	就労証明書は 育児休業期間及び復職年月日の記載必須
保護者の疾病、障がい	○		医師の診断書（所定様式）※ ² または障害者手帳の写し※ ³
同居または長期入院等としている親族の介護・看護	○		医師の診断書（所定様式）※ ⁴ ご家族の状況についての申立書※ ⁵

災害復旧	○	罹災証明 災害状況にいての申立書※6
求職活動（起業準備を含む）※7	○	
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	○	在学証明書 時間割の写し

※ 変更の適用日は、事実発生日または変更届出書提出日のいずれか遅い方の日とします。

※1 市民税課税世帯から市民税非課税世帯となる場合、または市民税非課税世帯から市民税課税世帯となる場合のみご提出ください。

※2 診断書には、市所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。

※3 障害者手帳の内容により事由にあたらな場合もありますので、お問い合わせください。

※4 診断書には、市所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。

※5 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者の氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」をご記載ください。

※6 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者の氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」をご記載ください。

※7 求職活動での利用は 60 日です。

6. 現況届

年に一度、保育を必要とする事由を満たしているか、現況届により確認します。提出方法については、利用施設を通してお知らせする予定です。

施設からのお知らせ

1. 用意するもの

利用する当日は、年齢や利用時間帯に合わせ、以下のものを持参する必要があります。

必ず、全ての持ち物に記名してください。

年齢	清水口・南山	複合型子育て支援施設
0～2 歳	<input type="checkbox"/> 食事用品（食用エプロン、おしぼり、コップまたはマグ） <input type="checkbox"/> ベビー用マグなど水分補給できるもの <input type="checkbox"/> 着替え一式 2 組程度 <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> ループタオル <input type="checkbox"/> おむつ 5 組程度・おしり拭き <input type="checkbox"/> 昼寝用品 （大判タオル（シーツ用）、バスタオル上掛けなど） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> 粉ミルク（1 回ごとに分け、量を記入する） <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 飲む見込みの本数 <input type="checkbox"/> 7～9 月中旬頃は、浴用のフェイスタオル 1 枚	<input type="checkbox"/> 食事用品（食用エプロン 1 枚） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> ベビー用マグなど水分補給できるもの <input type="checkbox"/> 着替え一式 2 組 <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> おむつ 3 組以上 <input type="checkbox"/> 昼寝用品（バスタオル上掛け、長座布団など） <input type="checkbox"/> 帽子
3～5 歳	<input type="checkbox"/> 食事用品（コップ、おしぼり） <input type="checkbox"/> 着替え一式 2 組（洋服上下、下着、パンツ、靴下） <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> ループタオル <input type="checkbox"/> 昼寝用品 （大判タオル（シーツ用）、バスタオル上掛けなど） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> 7～9 月中旬頃は、浴用のフェイスタオル 1 枚	<input type="checkbox"/> 食事用品（食用エプロン 1 枚） <input type="checkbox"/> 弁当（持参する場合は下記「弁当について」を参照） <input type="checkbox"/> 水筒（お子さまが扱えるもの、中身は水かお茶） <input type="checkbox"/> 着替え一式 1 組（洋服上下、下着、パンツ、靴下） <input type="checkbox"/> ビニール袋（汚れもの入れ） <input type="checkbox"/> 帽子

※ 使用済みのオムツは、施設で処分します。

2. 弁当について（持参する場合）

食物アレルギーがあるお子さま、土曜日に清水口をご利用のお子さまなど、弁当を持参する場合は以下についてご確認ください。

弁当	<input type="checkbox"/> ご家庭で食べたことがあるものをご用意ください <input type="checkbox"/> お子さまの発達に合わせた食材を使用してください <input type="checkbox"/> 当日の朝、加熱調理したものをご用意ください <input type="checkbox"/> おかずや果物は食べやすいように小さめに切ったものをご用意ください <input type="checkbox"/> 果物は弁当と別容器に入れてください <input type="checkbox"/> ミントマツ・ぶどう・うずらの卵など球状のものは、1/4（大きさにより 1/2）に切ってください（誤飲防止） <input type="checkbox"/> キャンディチーズは入れないでください（誤飲防止） <input type="checkbox"/> ピックは使用しないでください（危険防止） <input type="checkbox"/> 気温が高いときは、保冷剤を入れてください（食中毒予防） <input type="checkbox"/> 弁当・コップ・スプーン・フォークなど、まとめて袋に入れてご持参ください
----	--

離乳食	<input type="checkbox"/> 市販のものをご用意ください（お湯を注いだり、電子レンジ等での加熱はできません） <input type="checkbox"/> 箱（パック）ごとにご持参ください <input type="checkbox"/> ご家庭で使用しているスプーンをご用意ください <input type="checkbox"/> 持ち帰り用の袋をご用意ください
おやつ	<input type="checkbox"/> 煎餅やクッキーなど、干菓子をご用意ください <input type="checkbox"/> 個包装のものは全て袋から出し、食べきれる量をタッパーに入れてをご用意ください <input type="checkbox"/> チョコレートやチョコレートが入っているお菓子は、ご遠慮ください

3. 服装について

服装については、汚れてもよいものをご用意ください。

お子さまがご自身で着脱しやすいもの、保育士が着脱させやすいものをご用意ください。

安全面等から、スパンコール、ビーズのついているもの、吊りの衣服、後ろボタンのもの、裾が長いチュニックなど、フード付きのものを身に着けての利用はご遠慮ください。

地域の子育て支援

市内に住む子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実します。

1. ファミリー・サポート・センター

子育て中の家庭への支援として、市内で、育児の手助けが出来る方と育児の手助けを必要とする方を対象とした会員組織です。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さまをもつ家庭を支援します。(▶ファミリー・サポート・センターリーフレット参照)

利用会員

市内在住・在勤で生後6か月から小学6年生までの子育てをしている方

利用料金

1時間当たり700円から(曜日や時間帯によって異なります)

お問い合わせ・事前登録

平日9時00分から17時00分まで

ファミリー・サポート・センター(保健福祉センター3F 健康子ども部 子育て支援課内)

電話番号 047-491-8277

2. 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター・つどいのひろば)

保育所等の「子育て機能」を、園の利用者だけではなく地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援するものです。他の親子との交流をはじめ、子育てに関する悩み相談や情報交換、親子で参加できる催しなど幅広い活動を行います。そのほか、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが定期的に訪問するなど、ニーズに合った育児情報を受け取ることができます。

子育て家庭のほか、妊婦さんもご活用いただけます。(▶地域子育て支援拠点事業リーフレット参照)

利用対象

子育て家庭の保護者とそのお子さま(主として概ね3歳未満の児童及び保護者)

妊婦さんとそのご家族

施設一覧

名称	所在地 電話番号	開設日時	駐車場	駐輪場
清水口保育園 スマイル	清水口2-8-1 047-491-8201	月～土曜日(土曜日は第2・第4の午前のみ開設) 9:00～12:00/13:30～15:30	なし	なし
南山保育園 ふれんど	南山1-7-1 047-491-1131	月～土曜日(土曜日は第1・第3の午前のみ開設) 9:00～12:00/13:30～15:30	あり	あり
はなぶさ保育園 ドリーム☆ポケット	大山口2-2-4 047-497-7872	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	なし	あり
白井ふじこども園 いづみ	富士239-1 070-1431-4339	月・水・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり
こざくら保育園 こざくらキッズ	根1832-1 047-401-8383	月・水・金曜日 9:30～12:00/13:00～15:30	あり	あり
ひまわりこども園 ひまわりルーム	折立618-10 047-491-8384	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり

